

当社は、職員が安心して長く働き続けることができ、また、男女を問わず活躍できる環境の整備を行うため、次世代育成推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を以下のとおり策定する。

【計画期間】

令和8年3月1日 ~ 令和13年2月28日

【内容】

目標1:こどもを育てる労働者が利用できる措置の実施

<取組内容>

- ① 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限
- ② 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度
- ③ フレックスタイム制
- ④ 始業・終業時間の繰り上げ又は繰下げの制度
- ⑤ 在宅勤務等

目標2:年次有給休暇の取得の促進の為の措置の実施

<取組内容>

- ① 給与明細書に年次有給休暇の取得状況や残日数を記載
- ② ミーティングで声掛けを行う
- ③ 取得日数が少ない従業員に対して、管理職から取得を勧奨

令和8年2月28日 策定